



守口市

消費生活センターくらしナビ

<市広報 平成29年6月号>

「無料」のはずが高額請求！？

廃品回収サービスのトラブルに注意しましょう



事例

「無料で何でも引き取る」と軽トラックでアナウンスを流している廃品回収業者を呼び止め、テレビなど家電製品の回収を依頼した。作業前にも無料であることを確認したが、不用品をトラックに積み終えたとたん「積み込み料金」として2万5千円を請求された。



解説

「家庭からの不用品を回収する」と宣伝する廃品回収業者が車で巡回していたり、「粗大ごみを無料で回収」「壊れた家電製品を引き取ります」といった広告・チラシを見たことはありませんか。「無料回収」をうたっている廃品回収業者に依頼しても、積み込み後に「積み込み料金」「運搬費用」「処分費用」などの名目で料金を請求されるケースがあります。

一般の家庭から出る粗大ごみや不用品など一般廃棄物の収集・運搬は市町村の許可を受けた事業者しか行えません。産業廃棄物処理業の許可、古物営業の許可、貨物運送事業の許可では廃棄物の回収はできません。許可を得ていない廃品回収業者に処分を依頼することは、トラブルや不法投棄の元になりやすいので避けましょう。不用品などの回収を依頼する際は、廃棄物処理法の許可業者かを確認してから依頼しましょう。また家電製品のうち、エアコン、テレビ、冷蔵庫および冷凍庫、洗濯機および衣類乾燥機は家電リサイクル法で、販売店などに料金を支払って引き取ってもらうことが義務付けられています。

粗大ごみや不用品の処分は、お住まいの市町村のルールに従って行いましょう。処分について困ったときや不明な点がある際は、消費生活センターやグリーンセンター業務課に問い合わせください。

イラスト：消費者庁イラスト集より

相談専用電話 **6998-3600**

守口市消費生活センター（守口市役所内）

相談時間 **午前9時30分～午後4時30分**

土・日曜・祝日の相談窓口は、

消費者ホットライン **188（局番なし） 10～16時**